

議 案 第 7 5 号

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合文化施設設置及び管理条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「中型自動車」を「中型自動車、準中型自動車」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部が改正され、準中型自動車が新たな自動車の種類として創設されたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。